

## ～ 個人市県民税の寄附金税額控除制度について～

平成 21 年 1 月  
関 市 税 務 課

### 個人市県民税の寄附金税額控除の対象となっている寄附金

既に対象となっている下記 印の寄附金のほか、

- 都道府県・市区町村に対する寄附金
- 岐阜県共同募金会及び日本赤十字社岐阜県支部に対する寄附金

今回の条例改正により下記 印の寄附金が追加され、これにより、従来からの所得税（国税）での所得控除等の優遇措置に加え、個人市県民税（地方税）においても税額控除の優遇措置が受けられることになりました。

個人市県民税の寄附金税額控除の対象寄附金として条例指定されている寄附金  
ただし、この規定によって対象寄附金となるためには、所得税（国税）において控除対象寄附金として認められていることが要件です。

1	所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金*のうち、次に掲げるものに対する寄附金
	・ 県内に主たる事務所を有する法人又は団体
2	所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託（岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託に限る）の信託財産とするための寄附金
3	認定特定非営利活動法人（県内に主たる事務所を有するものに限る）に対する寄附金

\* 財務大臣が指定した寄附金、及び、独立行政法人，社会福祉法人，一定の学校法人，公益社団・財団法人，更生保護法人に対する寄附金です。

\* 公益法人及び学校法人については、「特定公益増進法人である旨の証明」を受けていることが必要です。（詳しくは、法人の所管庁へお尋ねください）

### 税の控除について

1	控除対象となる税目	個人市県民税所得割
2	控除率	市民税 6%・県民税 4%
3	控除対象寄附金限度額	総所得金額等の 30%以内
4	適用下限額	5,000 円
5	適用年月日	平成 20 年 1 月 1 日以後になされた寄附について適用

\* 当市では、岐阜県と同じ団体等を指定させていただいておりますので、個人市民税とともに個人県民税も控除の対象となります。

【控除額の算出方法】 総所得金額等の 30%が控除対象寄附金の上限

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% (\text{市民税 } 6\% + \text{県民税 } 4\%) \\ \text{適用下限額}$$